

コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 8 月 19 日

ヘッジファンドダイレクト株式会社

代表取締役社長 柿本 紘輝

問合せ先： 取締役 CFO 兼管理部長 井上 浩三郎

03-5208-1161（代表）

URL： <https://hedgefund-direct.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に対してより迅速かつ機動的に対応するとともに、経営の健全性、透明性及び公平性を高め、長期的な企業価値の向上を果たすためには、それを支えるコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むことが重要であると考えております。

当社の株主、顧客、社員、当社が属する社会等、多くのステークホルダーからの信頼に応えるべく、絶え間なくコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
合同会社高岡壮一郎&パートナーズ	1,200,000	100.00

支配株主名	合同会社高岡壮一郎&パートナーズ
-------	------------------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

合同会社高岡壮一郎&パートナーズは、当社の取締役である高岡壮一郎が全額出資している会社で、同氏の個人的な資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12 月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主と取引を行うことはありません。なお、関連当事者取引については、条件等の変更時を含め取引実行前に取締役会の承認を必要としており、また取引関係については事業年度毎に条件の適正性や必要性について取締役会での検証を実施しています。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名以内
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	取締役会長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
横山 直樹	他の会社の出身者											
手塚 崇史	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
横山 直樹	—	—	当回事業と関連の深い分野における業務経験及び専門知識、並びに企業経営者としての経験及び見識が豊富であることから、公正かつ客観的立場で経営の監督を遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。
手塚 崇史	—	—	弁護士として企業法務における経験と見識が豊富であることから、公正かつ客観的立場で経営の監督を遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の 委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の数	4名以内
監査役の数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議への出席、取締役及びその他重要な使用人への聴取、稟議書等の重要な書類の閲覧等により取締役の業務執行状況を監査しております。また、会計監査人からの報告、会計監査人との意見交換等を通じて、会計監査人の独立性及び品質管理体制、会計監査人による監査の方法及び結果の妥当性を監査しております。

内部監査部は、業務の適正化及び経営効率の向上に寄与することを目的として、各部の主要な業務を監査対象として、各部への聴取、関連資料の閲覧等により内部監査を実施しております。内部監査の結果及び要改善事項は代表取締役社長に報告され、代表取締役から各部へ改善指示が出されます。内部監査部は各部の改善状況を確認し、代表取締役社長に対してその状況を報告しております。

なお、監査役、内部監査部及び会計監査人は、定期的に面談を実施することにより、相互の監査計画及び監査結果について情報共有、意見交換を行い、各々の監査の質的向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
古橋 秀一	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
古橋 秀一	—	—	当社事業と関連の深い分野における業務経験及び専門知識、並びに大企業にける管理者としての経験及び見識が豊富であることから、公正かつ客観的立場で取締役の業務執行状況を監査いただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬としており、各事業年度の本業で稼いだ利益を表す営業利益を基準として算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額にて開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

—

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対して、管理部が取締役会における決議事項及び報告事項に関する資
--

料を事前に提供し、必要に応じて管理部長が重要事項の事前説明を行っております。また、業務執行取締役が社外取締役及び社外監査役に対する日常的な情報共有に努めています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会設置会社であり、取締役を 5 名（うち、社外取締役が 2 名）選任しております。また、当社は監査役制度を採用しており、常勤監査役（社外監査役）を 1 名選任しております。さらに、会計監査人を設置しており、監査法人を会計監査人として選任しております。その他、内部監査の専任部署として内部監査部を、全社的なリスク管理態勢の強化を目的としてリスク管理委員会を設置しております。

（1）取締役会

当社の取締役会は、取締役 5 名（うち、社外取締役 2 名）で構成され、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会は、原則として毎月 1 回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しております。

（2）監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役 1 名で構成されております。監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の業務執行状況を監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

（3）会計監査人

当社は、四谷監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「会社法」第 436 条第 2 項第 1 号及び「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 5 項の規定に基づき監査を受けております。

監査を執行した公認会計士は、田口 邦宏氏、斎藤 雄一氏の 2 名であり、いずれも継続監査年数は 7 年以内であります。また、当該監査にかかる補助者は、公認会計士 2 名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士との間に特別の利害関係はありません。

（4）内部監査部

当社の内部監査は、内部監査規程に基づき、代表取締役社長直轄の内部監査部が専任で実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び要改善事項を通知し、改善状況報告を内部監査部に提出するよう指示しております。

（5）リスク管理委員会

当社は、リスク管理態勢の強化を図るため、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、代表取締役社長を委員長とし、全取締役で構成されております。また、監査役がオブザーバーとして、コンプライアンス部長が事務局長として本委員会に参加しております。

リスク管理委員会は原則として四半期に 1 回開催され、リスク管理についての重要事項（重要なリスクの特定及び評価、重要なリスクについての対応状況のモニタリング等）について確認、審議が行われております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためです。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況に鑑み、実施を検討してまいります。

2. IR に関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後、作成及び公表を予定しております。
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	今後の株主の状況に鑑み、実施を検討してまいります。
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主の状況に鑑み、実施を検討してまいります。
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ上に開設している IR 専用ページ※に掲載いたします。 ※上場申請日（対外公表日）に開設予定
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部が IR を担当いたします。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後の検討課題と認識しております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後の検討課題と認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供	方針等の策定までには至っておりませんが、TDnet や当社ホームページ上の IR 専用ページにて、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を行って

に係る方針等の策定	く予定です。
-----------	--------

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムに関する基本方針を次の通り定め、当方針に沿って内部統制システムを整備しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス管理規程においてコンプライアンス遵守に関する基本事項を定めるとともに、コンプライアンスマニュアルにおいてコンプライアンスに関する基本姿勢、行動規範、コンプライアンス遵守のための業務実施方法等を定め、研修等を通じてこれらの浸透を図る。

(2) コンプライアンス違反行為の早期発見と是正を図り、もって、当社のコンプライアンス遵守を実践することを目的として、内部通報規程及び同規程に基づく内部通報制度を整備、運用する。

(3) 社外取締役及び社外監査役が、外部からの客観的及び中立的な立場から取締役の業務執行を監督又は監査し、コンプライアンス遵守の規律性を高める。

(4) 代表取締役社長直轄の専任組織である内部監査部を設置し、被監査部門から独立した立場で内部監査を実施する。

(5) 反社会的勢力排除規程を制定し、当規程に基づき反社会的勢力との一切の関係を遮断するための体制を整備、運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る重要な情報及び文書は、法令及び社内規程等に従い適切に保存及び管理するとともに、取締役及び監査役はこれらをいつでも閲覧可能とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスクの顕在化を未然に防ぐとともに、顕在化した場合における損失の影響を最小化するために、①リスクの識別、②リスクの評価、③リスク対応、④リスク対応状況の確認及び改善に向けた取り組み、⑤危機発生時の対応を定めたリスク管理規程を整備し、当規程に基づいた全社的リスク管理を実践する。

(2) リスク管理委員会を設置し、当社の経営に重大な影響を及ぼすリスクについては当委員会においてリスク管理状況を確認、審議することで、全社的リスク管理の向上を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 迅速かつ的確な意思決定を確保するため、取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

(2) 業務が円滑に、かつ効率的に実施されるよう、職務権限規程、業務分掌規程、稟議規程等を定

め、主要業務における業務の分掌並びに権限及び責任を明確にする。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（１）監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえこれを任命し、補助業務に当たらせる。

（２）補助使用人は、その補助業務に関して、監査役の指揮及び命令にのみ服する。

（３）補助使用人には、その補助業務に関して、必要な調査権限及び情報収集権限を付与する。

（４）補助使用人の人事異動及び考課については、監査役から事前の同意を得る。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

（１）監査役の職務遂行に必要な事項に関して、監査役は取締役及び使用人に対して随時報告を求めることができるものとし、取締役及び使用人は監査役に対して適切な報告を実施する。

（２）取締役および使用人は、法令及び定款に違反する重大な事項、当社の事業に重大な影響を及ぼす事項を、速やかに監査役に報告する。

（３）内部通報制度のなかで監査役に直接通報できる仕組みを整備、運用する。

（４）監査役に上記の報告を行ったことを理由として、報告を行った者に対する不利益な取扱いを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

（１）監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は立替金の精算請求があった場合、経理担当部署が確認のうえ、速やかにこれを支払う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（１）監査役と各取締役は定期的に会合を持ち、重要な経営課題、重大なリスク等について意見交換を実施する。

（２）監査役と、会計監査人及び内部監査担当部署は定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

（３）監査役は、その職務の執行上必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士等の外部専門家の意見を聴取することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社の反社会的勢力排除に向けた基本方針は次の通りです。

（１）反社会的勢力による不当要求には、会社一丸となって、一切応じない。

- (2) 反社会的勢力による不当要求から当社の役職員等の安全を確保するとともに、事実関係の隠蔽等を目的として反社会的勢力と裏取引を行うことはない。
- (3) 反社会的勢力とは一切の関与をもたない。
- (4) 反社会的勢力との関与によって当社に著しい損害を与えた役職員等には断固たる処罰を行う。
- (5) 反社会的勢力排除に関する規程を明文化し、研修活動を通じて、全ての役職員等による当規程の遵守を徹底する。

2. 整備状況

反社会的勢力を排除するための体制及び手続を「反社会的勢力排除規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」で規定しております。また、当社は「暴力団追放運動推進都民センター」の賛助会員であり、同センターに相談できる体制、同センターから適宜必要な情報提供、支援を受ける体制を整備済みです。

V. その他

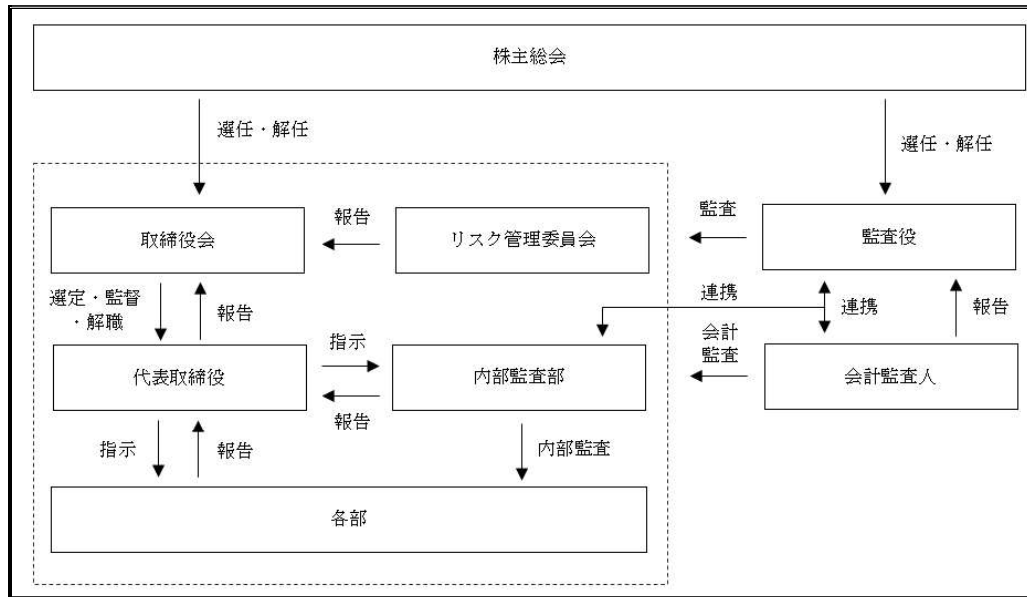
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

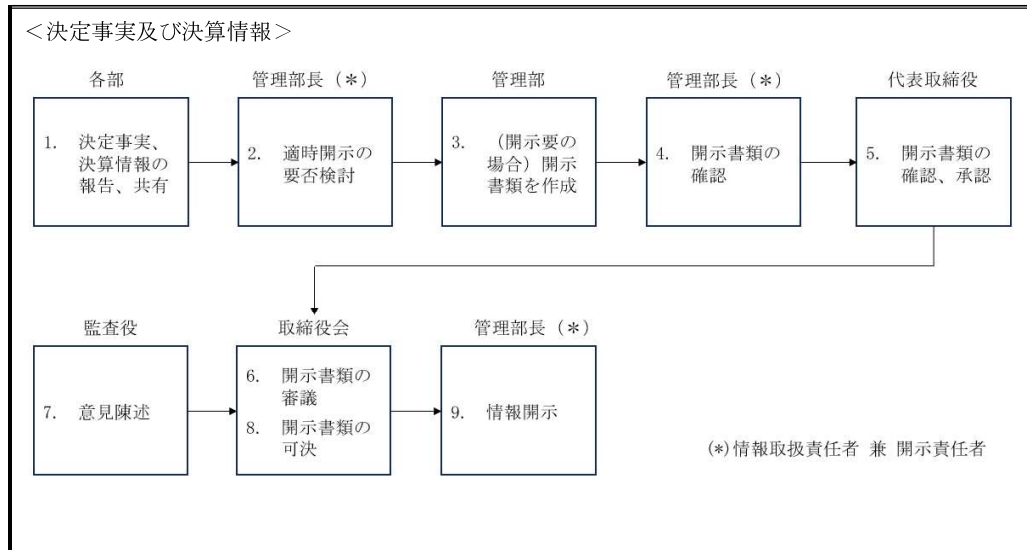
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

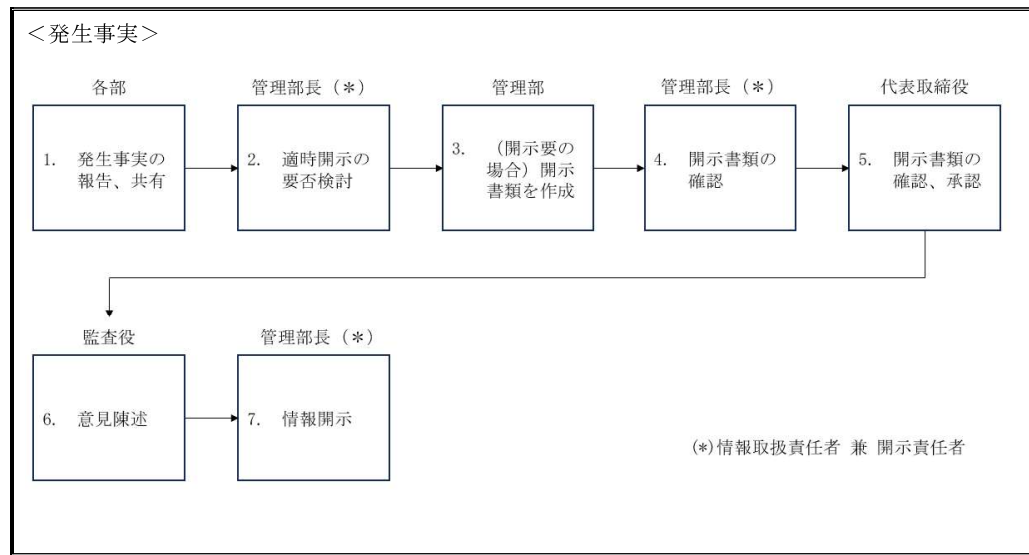
【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上